

都市計画税の充当状況

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用（各事業の財源として借入れた市債の元利償還金を含む）に充てるために課税している目的税であり、令和5年度は次のとおり充当した。

都市計画税の充当事業	904,534,000円
1 街路事業費	2,197,800円
（1）都市計画道路田中笠窪線整備事業費	
2 土地区画整理費	31,032,540円
（1）土地区画整理推進事業費	
（2）東部第二土地区画整理推進事業費	
（3）伊勢原大山インター土地区画整理推進事業費	
3 市街地再開発費	19,682,190円
（1）伊勢原駅北口市街地整備推進事業費	
4 公園費	8,690,220円
（1）地域公園整備事業費	
（2）公園施設保全改修事業費	
（3）公園トイレ保全改修事業費	
（4）公園施設防災機能整備事業費	
5 公債費	572,784,372円
（1）都市計画街路整備事業費	
（2）都市公園整備事業費	
（3）公共下水道事業費	
（4）流域下水道事業費	
6 公共下水道事業費	270,146,878円
（1）公共下水道事業費	
（2）流域下水道事業費	

（注1）都市計画税は目的税ではあるが、経理上は市民税等の普通税と同様に一般財源として取扱っているため、上記の各事業への充当額は、都市計画税の収入済額を各事業への一般財源充当額で按分したものである。

（注2）充当額を算出するための事業費は、令和5年度予算にかかる事業費のみであり令和4年度からの繰越事業は含んでいない。また、令和5年度事業費のうち、令和6年度への繰越事業は含んでいない。